

平成31年4月26日

各指定重度訪問介護事業所 管理者 様
各指定特定相談支援事業所 管理者 様

京都市保健福祉局
障害保健福祉推進室
在宅福祉課長
(在宅福祉第一担当)

病院等における重度訪問介護の提供及び重度訪問介護における新任従業者に対する
熟練従業者による同行支援に係る取扱いについて（通知）

平素は、本市の障害保健福祉行政に御理解・御協力いただきありがとうございます。

さて、重度訪問介護における入院中の支援については、平成30年3月29日付「病院等
における重度訪問介護の提供に係る取扱い等について（通知）」に基づき対応いただいでい
るところですが、問合せの多い事項を中心に取扱い等を追加で連絡いたします。

また、併せて新任従業者に対する熟練従業者による同行支援について、取扱いを定めます
ので、御確認ください。

なお、本通知発出以降は、本通知に基づき取り扱いいただきますようお願いいたします。

記

1 病院等における重度訪問介護の提供

(1) 居宅介護を提供している事業所が入院中に重度訪問介護を提供する場合

指定重度訪問介護事業所から病院等との調整した内容を、指定特定相談支援事業
所に情報提供を行います。指定特定相談支援事業所は、調整内容をもとに必要な範囲
内で居宅介護を重度訪問介護に変更した週間計画表を作成し、支給決定機関に提出
及び申請勧奨を行います。

なお、指定特定相談支援事業所において、本通知に基づく取扱いは基本相談支援で
行う内容となることから、報酬算定はできません。ただし、病院等のうち、医療法第
1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所への入院の場合で
あって、当該入院先との調整も含めて指定特定相談支援事業所が情報提供を行った
場合には、「入院時情報連携加算」の算定対象となります。

(2) 支援の内容（前回通知から変更なし）

病院等に入院又は入所中には、健康保険法の規定による療養の給付や介護保険法
の規定による介護給付等が行われることを踏まえ、重度訪問介護により提供する支

援は、病院等の職員と意思疎通を図るうえで必要な支援等を基本とします。また、当該病院等と連携し重度訪問介護を提供する必要があります。

例えば、意思疎通支援の一環として、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるために病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されます。

(3) 2人介護

病院等の職員と意思疎通を図るうえで必要な支援等を基本とすることから、原則として2人介護は認められません。

ただし、在宅時から2人介護で行っている内容の伝達や下記の同行支援による新任従業者の同行は例外的に2人介護が認められる場合があります。

2 重度訪問介護における新任従業者に対する熟練従業者による同行支援

(1) 対象者

重度訪問介護を受けている障害支援区分6の利用者

(2) 提供基準

コミュニケーション等の技術の伝達のために、同行支援を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次のア及びイのいずれにも該当する場合

ア 新規に採用した従業者（採用後およそ半年以内）が、当該利用者の支援に1年以上従事することが見込まれる場合

イ コミュニケーション等の技術の伝達のために、当該利用者への支援に熟練した従業者（利用者が認める者）の同行が必要であると認められる場合

(3) 時間数

当該利用者への重度訪問介護を提供する新任従業者ごとに年間120時間以内となります。ただし、原則として1人の利用者につき新任従業者は「年間3人まで」とします。そのため、複数事業所がサービスを提供している場合には、事業所間で調整を行い、利用申請手続きの早い事業所だけが利用するというものがないよう留意すること。

また、新任従業者が複数の利用者に支援を行う場合、同行支援の合計時間が年間120時間を超えることはできません。（熟練従業者の時間数に制限はありません。）

なお、「年間3人まで」という場合の「年間」の範囲は、厚生労働省の見解が示されるまでの間、本市では原則として支給決定有効期間の範囲とします。

また、新任従業者が複数の利用者に同行支援を行う場合には合計120時間を超えることがないよう留意すること。

《参考》留意事項通知第二の2(2)⑥

(4) 期間

支給が可能な期間について、特段の定めはないが、通常技術の伝達に長期間要することは想定しにくいいため、障害福祉サービスの支給決定有効期間である1年を準用

し、原則として 1 年を超えない範囲とする。

(5) 算定

新任従業者と熟練従業者の 2 人介護として算定（報酬はそれぞれ所定単位数の 85/100）

なお、新任従業者と熟練従業者が異なる事業所の場合でも算定は可能ですが、両事業所とも報酬は 85/100 となります。ただし、報酬受領後に 15/100 相当の範囲内で事業所間で費用を遣り繰りすることは可能です。（平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A VOL.1 問 41 参照）

(6) 支給決定について

新任従業者について同行支援を必要とする指定重度訪問介護事業所は、別紙「重度訪問介護における同行支援計画書」（以下、計画書）を作成し、支給決定変更の際に支給決定機関へ提出するとともに利用者に申請勧奨を行います。併せて、計画書の写しを指定特定相談支援事業所へ送付し、情報提供を行います。

情報提供を受けた指定特定相談支援事業所は、サービス等利用計画と決定支給量の乖離が分かるように、次回のサービス利用支援又は継続サービス利用支援（モニタリング）時においてサービス等利用計画へ反映いただきますようお願いいたします。同行支援を行うことのみ理由で支給変更をする場合は、サービス等利用計画（案）の提出は不要とします。

申請のあった支給決定機関は、計画書の内容を確認し、支給決定を行います。支給決定を行った場合には、受給者証に『重度訪問介護〇〇時間（同行支援可〇人、〇〇時間〇〇分）』と記載して交付します。ここで記載される時間数は計画書に基づく月ごとの時間数が記載されます。（平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A VOL.1 問 38 参照）

以上